



対談

公認会計士たる社外役員が 企業の現場において 果たすべき役割や期待

日本公認会計士協会社外役員会計士協議会では、厚生労働事務次官を務め、現在、多くの企業の社外役員としてご活躍されている村木厚子氏をお招きして、「公認会計士たる社外役員が企業の現場において果たすべき役割や期待」をテーマに、日本公認会計士協会副会長である北山久惠氏と対談を実施いたしました。

社外役員が企業価値向上のためにどのような形で貢献ができるのか、そして、企業で不正や不祥事が発覚した場合にどのような 対応が求められるのか等、実務に資する内容が含まれておりますので、ぜひ最後までお読みください。 (編集部)



公認会計士への印象

企業の経営状況の 分析能力の高さ

大杉 村木さんは多くの企業の社外役員に就任されており、公認会計士たる社外役員と接する機会も多いと思いますが、公認会計士に対してどのような印象をお持ちでしょうか。

村木 国家公務員として仕事をしていた頃は、公認会計士の皆様とはお仕事をご一緒したことはありませんでしたが、民間企業の社外役員に就任後、公認会計士の皆様と接する機会に恵まれております。

多くの企業で社外取締役や社外監査 役に公認会計士が就任しており、その仕 事内容にとても興味を持っております。

「生き物である」と表現しても過言ではないほどに、企業の経営状況は日々刻々と変化しますが、公認会計士の皆様は様々な経営指標や財務諸表の数値から企



業の状況を分析できるという強い武器を 持っている点に感心しています。

また、健全な企業経営のためには会計 監査は欠かすことができないわけですが、 その会計監査の手法や手続の進め方等 について、公認会計士たる社外役員の皆 様は様々な角度からチェックし的確な指 摘をされており、とても頼もしく感じてお ります。

北山 公認会計士は、監査手続を通じ て、被監査会社の過去の業績だけではな く、同業他社や競合相手とも比較をしな がらその企業の強みや弱みを分析してい ますので、企業を数値の面で分析する能 力に長けていると思います。

他方で、監査人は企業経営そのものに は関与していないため、経営のプロでは ありません。会計監査人には被監査会社 からの独立性が求められるため、経営の 在り方や事業の方向性に対して助言を行 うことができません。そのため、監査にお いて、ビジネスを理解しリスク評価を行 い、投資や固定資産の減損評価のため中

期経営計画の実現可能性について検討し ますが、経営戦略や中期経営計画そのも のに正面から向き合って議論して、経営 判断を行うといったことはありません。

しかし、企業の取締役会では、事業の 見きわめや企業買収の可否等の経営の根 幹について議論し判断を行っており、社 外役員はその経営判断のプロセスを確認 し、経営を監督する必要があります。社 外役員としての公認会計士は、会計及び 監査の専門家としての知識・経験を活か して、会社の監督、ガバナンスに積極的に 関与することが求められます。

公認会計士たる社外役員へ期待され る役割を果たすため、常日頃から、企業経 営についての理解を深め、リスクの感応 度を高め、企業経営全般に関連する能力 を磨いていく必要があると感じています。 村木 今のお話は、医療に例えると、医 者に対しても患部だけを見て患者にしっ かりと向き合っていないといった指摘が なされることもあり、これに似ているなと 感じています。

企業においても細かな点のみに着目す るのではなく、企業全体をしっかりと見 ていく必要があると思います。

公認会計士の皆様はプロフェッショナ ルであり、経営指標や財務諸表の数値か ら企業の状況を分析できる能力を有して おられますが、企業経営に関する知識や 経験をさらに積み上げることにより、企 業経営全体を見てほしいという社会から 期待される役割を果たすことができると いうことですね。

北山 そのとおりです。社外役員として 企業の経営に参画し、期待された役割を 果たすためには、会計監査に従事してい る頃から、企業経営に関連する知識や経 験を高いレベルで身に付けていく必要が あると実感しています。会計処理や監査 手続だけではなく、企業価値の向上や持 続的な成長に向けての提言、問題がある 場合のリスクへの対処方法等を指摘でき るようになりたいと思い、自己研鑽中で す。



ボードダイバーシティについて

大杉 昨今、企業価値向上に向けてボー ドダイバーシティが重要視されています。 社外役員として関与していく上で、この 点についてお考えをお聞かせください。

村木 取締役会は多数の役員が集まっ て合議で企業経営の方向性を決定する 場ですから、バックグラウンドが異なる 方が集まることは重要だと感じます。

様々な得意分野を有する社外役員が 集まり、その中に公認会計士や弁護士と いった士業の方が入ることで、専門家の 視点から意見を聞くことができ、議論に より深みが増していくと思います。

また、私が取締役会で発言をした際に、 社内役員の方から「村木さんが発言され ると、そういう視点があったかといつも 気付きがある」と言っていただいたこと があります。

つまり、私の視点は他の役員の方々の 視点ではないということであり、異なる 視点を取締役会に持ち込むことができる ということはとても大切なことであると 感じています。

北山 まさしく多様性、ダイバーシティ が求められる理由はその点であると思い ます。これまでは、社内の同質な取締役 や従業員が集まって議論を行っていまし たが、様々な視点を持つ方が入り議論が 活性化されることで、新たな気付きが生 まれることにつながります。

また、自身とは異なる視点の意見を しっかりと受け止め、自身の中で消化し た上で意見を発信していく能力も求めら れます。インクルージョン&ダイバーシ ティが重要だと思います。

村木 北山さんがお話されたことはとて も重要であると思います。自身の専門分 野について意見を発信することは当然で

はありますが、それだけであればアドバ イザーやコンサタントを雇えば済んでし まいます。

他分野の視点の意見を受け止めた上 で自身の考えをしっかりと意見として発 信し、対話し、考えを深めることが、イノ ベーションにつながるのだと思います。

企業と対峙する中で 注目している事項

従業員が活き活きと 働ける環境の重要性

大杉 お2人は企業の社外役員として取 締役会等で経営陣の方々と対峙され、企 業全体を俯瞰してご覧になられていると 思います。社外役員の立場で企業のどう いった点に注目してご覧になられている か、お話をおうかがいしたいと思います。

村木 私は長く厚生労働省でキャリアを 積んできたこともあり、年齢や性別、障害 の有無を問わず、従業員1人ひとりの能 力がしっかりと活かされているかという 点を一番気にしています。

また、従業員の能力をしっかりと活か すことができる、組織作りがなされてい るのかという点にも気を配っています。

これは、企業のためのみならず社会全 体のために大切なことであると考えてお り、気になる点があればしっかりと指摘 をするようにしています。

このほか、企業の財務面についても関 心を持っており、公認会計士たる社外役 員の方のご意見をおうかがいしつつ、自 分の感じたことを発信するようにしてい ます。

北山 村木さんのお話されたとおり、従 業員が活き活きとモチベーション高く仕 事に取り組むことができる環境整備が、企 業の経営で大変重要であると思います。

そのためには、企業文化や企業理念の 中で多様性や従業員の働きやすい環境を 整えることを打ち出していくことが重要 です。そして、従業員が働きがいを持っ て各々の能力をしっかりと発揮し、組織 力を向上させていくことが企業価値の向 上や持続的な成長につながります。

村木 そのとおりだと思います。そして、 企業文化や企業理念を全ての従業員ま でしっかり伝えていくこと、また、多くの 従業員を巻き込んだ形で企業文化や企 業理念が形成されることも重要であると 思います。

最近、経営方針にSDGsやサステナビ リティを掲げる企業が増えていますが、 その経営方針の策定にしっかりと従業員 を巻き込むことが実現の鍵となります。 しっかりと従業員を巻き込めているかを 気にするようにしています。



北山 従業員をしっかり巻き込むことは 非常に重要な点であると感じます。例え ば、経営者や経営企画関係の部門だけで 経営理念や経営戦略・方針を作成しても、 企業全体にその趣旨は伝わらず絵に描い た餅になってしまいます。

我々公認会計士は企業の内部統制の 監査も行っています。その中で、売上や 売掛金、棚卸資産といった、企業の事業 目的に大きく関連する勘定科目の業務プロセスに多くの時間を割いていますが、 企業の社外役員という立場になって、全社的な内部統制、特に「統制環境」(経営者の意向や姿勢、誠実性・倫理観、社風・企業文化、経営方針・経営戦略、取締役会や監査役会の有効性等)の重要性を改めて感じています。監査チームの上位者が関わって事業や経営そのものを十分に理解した上で、統制環境の評価にもっと時間をかけるべきだと思います。

経営理念を単に作成するだけでなく、 経営理念が組織に浸透しているのか、経 営理念を実現するために経営者と従業員 がどのように対応をしているのかをしっ かりとチェックする必要があります。そ して、経営理念が浸透していない場合、 それにより発生している問題も把握する 必要があります。コーポレートガバナン スやリスクマネジメントを意識して、特に 統制環境を実質的に見ることがとても重 要だと思います。

取締役会メンバー以外と交流 することの重要性

村木 取締役会で社内の役員がどの程度発言するのか、自身の担当以外の部分についても発言ができているのかといったところから企業の風土を垣間見ることができます。そして、企業の様々な階層の従業員と社外役員が接点を持つことで、企業の風土を把握しやすくなります。単に上がってくる報告を聞くだけではなく、企業風土が見える場所に自ら赴くことが大切です。

大杉 村木さんは取締役会のメンバー 以外とどのような形で交流をされている のでしょうか。

村木 企業によって対応は異なるのですが、企業側から積極的に会合をセッティ

ングしてくれる場合もありますし、企業 の若い方々との会合の場をこちらから セッティングしてもらう場合もあります。 いずれにせよ、こういった会合を行うと とても良い発見があります。

先日、とある企業で会合があり、従業員のプレゼンを聞いてきました。プレゼンを行ったのは入社10年程度の若手の方で、自身が従事している業務内容について社外役員に話していただいたのですが、取締役会では見えてこない企業の真の姿を見ることができ、この企業が将来何をしたいのかを良く理解することができました。

これは、初めての試みであったそうで すが、とても良い成果が得られたと感じ ています。

会合の実施に当たり調整も含めてかなりの時間がとられるため、数多く開催できるものではありませんが、こういった機会は必ず設けるべきであると思います。 北山 企業の従業員との会合はとても効果的であるだけに、コロナ禍の影響もあり、最近は会合を開催しづらい状況となっていることを大変残念に思っています。

私が社外役員に就任している企業は指 名委員会等設置会社で、取締役は10名お りますが、そのうち社外取締役は7名と なっています。社内の取締役は3名で執 行権を持っているのは社長1名のみで、 その他の2名は執行権を持たない会長と 常勤監査委員です。取締役会議長も社外 の方ですが、10年近くこの企業を見てき ているので、企業のビジネス上の問題点 のほか、従業員の動向もよく把握してお られます。取締役会での事業説明では、 カンパニー社長だけではなく執行役の方 や部長クラスの方からも説明を受けます。 私は質疑応答を通して説明者の考え方等 を理解するのですが、議長はその方の担 当業務やどんなプロジェクトに入ってい

るかなど従業員のことをよく把握して発 言されます。しかし、けっして会社寄りに ならずに、独立した客観的な立場で端的 に問題を指摘していかれるのです。この ような方が取締役会議長を務められてい るので、社外役員の様々な意見がうまく 引き出され議論が活性化しています。議 長自身は企業をよくご存じなので、自分 がいきなり発言すると全体の議論が引っ 張られてしまうため、みんなの発言を積 極的に促し、最後の方で自身の意見も伝 えつつ議論を取りまとめていくといった リーダーシップを発揮されています。会 社を良くしたいという熱い愛が感じられ、 社外の方でここまでできたら本当にすご いなと感じます。

これまでは、監査人としての視点で企業を見ていて、社外取締役とのディスカッション等を通じて社外役員の職責を理解していたつもりでしたが、自分も社外役員の一員になってみて、社外役員が企業のビジネスや経営、社内の従業員のことを理解するために様々な活動をされていることに気付かされています。社外役員としての役割を果たすには、かなりの時間と労力を使うという「覚悟」が必要だと痛感しています。





企業における不正や 不祥事への対応

社内の常識は社会の 非常識であることを伝える

大杉 昨今、企業での不正や不祥事の発 覚は後を絶たず、不正や不祥事への対応 は社外役員としても避けることができな いものとなっています。企業の不正や不 祥事が発覚した際にどのように向き合い 対応すべきかお考えをお聞かせください。 村木 不正や不祥事には2つの類型が あると思います。1つは、個人が私利私 欲で隠れて不正や不祥事を働くケース で、この場合は、発覚したタイミングで しっかりと処分するといった対処となり ます。そしてもう1つは、内輪の理論や ルールのようなものがあり、業界や企業 にとって必要悪であるという認識から多 くの従業員が関与して不正や不祥事が行 われるケースです。これが一番厄介であ ると思います。

この内輪の理論に負けないことこそが、 社外役員に期待される役割であると思い ますので、「企業が行っていることが世の 中のルールと違う」ということを、社外役 員の方が粘り強く伝えていくことが大切 であると思います。

また、不正や不祥事が発覚した際に報 道や世論はバッシングに終始してしまい ます。このバッシングに対応するだけで はなく、なぜ不正や不祥事が発生したの かをしっかりと分析し再発を防止するた めの仕組みをどのように構築するかを考 える必要があります。

不祥事があり大変苦しい思いをした が、これを糧に企業価値向上に向けて歩 を進めていこうという形にしなくてはい けません。不正や不祥事が発覚した時に バッシングを受けて、大変で悪いことし かなかったということではなく、不正や 不祥事へ適切に対応したことで次のス テップへ進むことができ、企業の風土や 組織がより良くなったという経験をする ことが大切であると思います。

北山 企業の中の常識はけっして社会の 常識ではないという点を社外役員として 企業側にしっかりと伝えることはとても 重要であると思います。

この点は、社外の人間であるからこそ 指摘ができるのだと思います。社内の 方々は、同じ組織に長く所属しているこ とから様々な同調圧力にさらされており、 空気を読んで忖度してしまい、社会の常 識を踏まえた発言ができない場合があり ます。こういった閉ざされた世界とはか け離れた世界にいるのが社外役員であ ると思います。この企業では常識かもし れないが社会から見ると非常識であると しっかりと繰り返し指摘し、非常識を会 社に気付かせることは、社外役員の重要 な役割だと思います。

村木 そのとおりですね。それはすごく 大切な役割であると思います。

社外役員が指摘を続けて不正をしにく い環境を構築する。そして、不正が発覚 したら公表しなければいけないという企 業風土に変革することができれば、真面 目な従業員にとって働きやすい環境にな ると思います。

郵便不正事件で無罪が確定した後大 変驚いたのは、検事総長が挨拶に来られ た際、最初の一言が「村木さん、ありがと う | だったことです。「組織の中に問題が あることはわかっていたけれども、組織 の中からはなかなか変えることができな かった」とおっしゃっておられました。

組織内から風土やカルチャー、業界の 慣行を変えることは難しいですが、これ を大きく変えていくことができるのが社

外役員なのだと思います。

再発を防ぐための 什組み作りの重要性

北山 村木さんのお話された、不正や不 祥事の発生の根本原因をしっかりと分析 して再発を防ぐための仕組みを構築する ことはとても重要です。

不正と対峙した時は、不正のトライア ングルの理論に基づいて対応を行いま す。不正のトライアングル理論とは、人 が不正行為を行うのは、「機会」、「動機」、 「姿勢・正当化」の3要素が揃った時であ るとするモデルを指します。

「機会」とは、内部統制が脆弱である等、 不正を行おうと思えばできてしまう職場 の環境を指し、「動機」は、売上や業績の 非現実的な目標に対する上司からの過大 なプレッシャーや私生活でのギャンブル 等、不正を誘引するものを指します。「姿 勢・正当化」は、周りも同じことをしてい る、事態が好転するまでの一時的な状態 であり、後で埋め合わせればよい、これま で不当な取扱いを受けてきたからこのぐ らいは当然といったように、自身の行為 を正当化することを指します。

これら3つの要素に対応する必要があ るわけですが、特に「機会」を与えないよ うにすることが大切です。もちろん不正 を起こした個人が悪いわけですが、不正 をさせてしまった組織にも問題があると いうことです。もし組織の管理体制が確 立していて、不正の兆候を発見した際に 牽制ができていれば、「動機」や「正当化」 といった要素があっても不正の発生を防 ぐことができます。

大杉 不正や不祥事が発覚した際、個人 の責任にしてしまう方が楽であるためな のか、発生原因の分析や再発防止策の記 載が少ない調査報告書もありますが、社 外役員の立場からしっかりと根本の原因



を分析すべきだと伝えていく必要がある と感じます。

村木 不祥事が発生した際にその原因 を個人に求めて矮小化してしまうことが 多いように思います。

日本では個人の倫理観にフォーカスされてしまうことが多いのですが、北山さんがお話されたとおり、「機会」の部分へしっかりと対応することが重要となります。動機を全て無くすことは難しいことから、不正・不祥事が発生しない仕組み作りという観点で、社外役員が寄与できることはとても多いと思います。

粘り強くアプローチする ことが重要

大杉 一方で、社外役員は取締役会内ではマイノリティーであることが多いため、意見を発信しても企業側からつぶされてしまうような場合もあるのではないかと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

村木 全面的に組織の在り方を変えてい こうとする場合、社外役員全員が協働し てかなり強い覚悟を持って、意見を発信 していく必要があると思います。 特に企業だけではなく業界全体の問題 に切り込んでいくときは、相当強く意見 発信をしていかなければ、変革をもたら すことはできません。

私は、正しいことを正しいやり方で進めることが一番シンプルであり楽なのだと感じています。組織に問題がある時には、正しいことをしようとする従業員が苦しみます。組織の在り方を変えて、全ての従業員が正しいやり方で仕事ができるようになれば、ストレスが少なくて済みますし、労力も少なくて済むようになります。そもそも、忖度することや場の空気を読むことは面倒ですからね。

企業側と全面的に対決するような場面 もあり、苦しいと感じることもあると思 いますが、組織改革は結局全ての社員に とって良い結果をもたらしてくれますの で、社外役員の皆様には覚悟を持って関 与してほしいと思います。

北山 そのとおりですね。社外役員は意見を発信するだけではなく、企業を正しい方向に導く役割も担わなくてはいけないと思います。その意味で、不正や不祥事が発覚した際には、企業は速やかに社外役員に連絡をしてほしいです。そして、

取締役会で社内の方も社外の方も含めて、どのように対応すべきであるかを十分に議論する必要があります。

不正や不祥事が発覚した際に、もう少し調査が必要といった理由を付けて対外的な公表を先延ばしするような企業も見受けられます。しかし、仮に情報を隠し、そのことが社外に漏洩してしまうと、企業の評価を著しく毀損することにつながります。そのようなことが発生しないように、速やかに対外的に事実を公表すること、第三者委員会を組成し調査を進めること等を進言することが社外役員の役割だと思います。これらは1名の社外役員だけでは対応できない部分もありますので、複数名の社外役員が連携して対応に当たることが重要です。

また、社外取締役が取締役会で不正や 不祥事に対して毅然とした対応をするために、平時から不正や不祥事につながる 可能性がある情報を現場からしっかりと 収集する必要もあります。

先ほど村木さんがお話された現場の話 を聞くというところにも通じますが、社 外取締役は大上段に構えるのではなく、 平時から現場に赴いて様々な従業員とコ



ミュニケーションをとり、気楽に情報を入 手できるような関係、ネットワークを築く 必要があると思います。

批判に終始せず普段から企業に寄り 添って、企業のあるべき姿や方向性を従 業員と一緒に考えていくことをしていれ ば、不正や不祥事が発覚した際に社外取 締役に内緒にせず、早めに相談しようと 思っていただけるようになると思います。

公認会計士たる 社外役員への期待

大杉 公認会計士たる社外役員に対し て、企業価値向上に向けてどのような期 待を持たれているかおうかがいしたいと 思います。

村木 最初にお話したことの繰返しとな りますが、企業の経営状況を様々な経営 指標や財務諸表の数値から分析できると いう点で、公認会計士資格をお持ちの方 の価値は非常に高いと思います。

また、昨今は、IFRS導入の議論が各 企業でなされていたり、監査の分野では KAM (監査上の主要な検討事項) が導 入されたりするなど、国際的なトレンドへ の対応が求められておりますが、国際的 な常識は会計ルールが語ってくれる部分 があると感じています。

私が社外役員を務めている企業でも、 公認会計士の方に会計ルールに基づいて 国際的なトレンドを解説いただくのです が、本当に役に立ちますし、勉強になると 感じています。

また、会計の良いところは、企業活動の 結果が財務諸表等の「数値」として現れ るところにあると思います。企業の方向 性の議論の際に、エビデンスが無いまま 意見をしてもなかなか企業を動かすこと ができませんが、数値としてこのように 表れていますといった形で話をしていく と、企業側がしっかりと対応し動いてく れるのです。

目に見える形での結果が求められる、 情報開示を求められることは、企業の行 動を大きく変えるきっかけになります。 その意味で、会計ルールの変化は企業の 変革に大きな役割を果たしていると思い ます。

このような観点において、公認会計士 の皆様にはさらなるリーダーシップを発 揮していただけると良いと感じています。 北山 KAMは、監査報告書に単に会計 監査人が監査を行う際に重要と考えた事 項を記載しているのではなく、記載する 前段階において企業のどの部分にリスク があるのかを企業の経営者や監査役の 方々と情報共有しディスカッションを 行っています。その過程において、会計 監査人側・企業側それぞれが、リスクを 改めて認識し、そのリスクにどのように 対応すべきかをしっかりと考えるように なるという意味で、KAMは企業経営その ものの変革にもつながっていきます。

例えば、KAMとして記載する事項を 検討する際に、固定資産の減損について の議論をしていたとします。不採算な事 業があり、撤退や事業構造の変革を行わ なくてはいけない状況であったとしても、 その事業を社長が立ち上げたといった事 情があると、社内の従業員は何も言うこ とができません。こういった場面で公認 会計士たる社外取締役から、事業の不採 算の部分についてどのように対応するの か、企業が定めているハードル・レートを 踏まえると事業の存続は難しいといった ことを指摘することができます。

また、会計の観点では、収益認識基準 の導入によって、契約内容の明確化や値 引きやリベート販売といった不透明な商 慣習を見直すこと等につながりました。 日本人らしいですが、制度の導入が決定 すればそれに向かって一所懸命に仕組み を構築しようとする。顧客との取引を綿 密に調査し、契約内容があいまいな契約 書があればシンプルに作り直す、新たな ルールに適応するために業務そのものを 見直すといった形で、制度の変更が結果 として企業の業務を変革することにつな



がったと言えます。

そういった意味で、監査や会計のルー ルの変化が企業経営やビジネスそのもの を見直すきっかけになっていると言える と思います。

村木 KAMに関して申しますと、この制 度の導入の趣旨やKAMを企業経営に活 かすために何が必要となるかを、公認会 計士の皆様に企業側へ解説をいただける と良いかと思います。

私は、しっかりと趣旨を解説してくだ さる社外役員たる公認会計士の方に巡り 合えて、会計や監査の制度変更を企業経 営の変革につなげることができることに 気付きました。多くの公認会計士の皆様 にこういった役割も担っていただけると 良いと思います。

北山 確かに、公認会計士は本質をしっ かりと理解して、専門用語を使わずに、わ かりやすく説明することが重要ですね。

大杉 制度化されることによって企業が 組織を変えるために動き出すという話が ありましたが、形式的に動いてしまう企 業もあるかと思います。そういった企業 に向けて制度変更の本質や趣旨を翻訳し て伝えてあげることによって、企業価値 の向上に貢献できるようになりますね。

読者へのメッセージ

大杉 先ほどダイバーシティに関しての お話もありましたが、本日は女性3名が 集まっての座談会ということでもありま すので、最後に同年代や若手の女性会計 士に向けてコメントがあればお願いした いと思います。

村木 男女や障害のある方も含めダイ バーシティは社会の活力の源であると考 えておりますので、公認会計士の分野に も多くの女性に進出してもらいたいと思 います。

資格を持つということは女性にとって の大きな武器を持つことにつながります。 企業において、女性が重要な業務にアサ インされる際や重要なポストに昇格する 際に、男性と差がついてしまうといった ことがあります。これは意識的な差別で はなく無意識な差別であり、こういった ことは企業で多く発生しています。

私の知り合いに、そのような状況下で 資格を取得したことで状況が一変したと いう方がいらっしゃいます。つまり、無意 識に"女性社員"というラベルが貼られて いる中で、資格を取得したことで"専門 性"のラベルが貼られたことが活躍のた めのきっかけになったということです。

例えば、育児や介護といったライフイ ベントが発生すると、"家庭に責任を持っ ている人"といったラベルを貼られてしま いますが、そのラベルに対抗できるラベ ルが資格であり専門性ですので、資格と いうラベルをフルに活用してもらいたい と思います。

公認会計士という資格を武器に活躍し ている女性が増えることは、女性全体に とってもプラスになりますので、ぜひ、多 くの方に公認会計士を目指してほしいと 思います。

北山 本日のテーマである企業の社外 役員のほかにも、公認会計士が活躍する 場は広がっています。監査においては、 上場企業だけではなくパブリックの分野 にもその活躍の領域は拡大しています。 監査法人を退職後も税務やコンサルティ ングのみならず、組織内会計士や企業経 営者、社外役員として活躍する公認会計 士も増えています。

会計監査を通じて、企業経営をはじめ とした様々な能力を身に付け、幅広い分 野で活躍することができるように、前向き に業務に励んでいただきたいと思います。

また、村木さんから公認会計士資格の 優位性についてのお話もいただきました。 公認会計士という資格を有しているか らこそ、監査法人で性別に関係なく働く ことができていると思います。監査法人 の環境整備も進み、最近は柔軟な働き方 を選択できるようになり、在宅勤務も可 能となりました。育児休暇や育児休業と いった制度もあり、ライフイベントで仕事 を離れても、復職できる環境も整ってい ます。復職が容易にできるということも 公認会計士資格があるからだと思います。

女性の公認会計士の皆様には、公認 会計士資格を有しているというアドバン テージをしっかりと活かすことができる ように自己研鑽に励んでいただきたいと 思います。私も、日々、学び続け、チャレ ンジしていきたいと思います。

大杉 大変勇気付けられるコメントをい ただけたと思います。本日はお忙しい中、 ありがとうございました。



*必須研修科目「職業倫理」研修 教材

J 0 1 0 1 5 5 教材コード → 研修コード 1 0 0 1 履修単位 1単位